

令和4年度東北公益文科大学大学院公益学研究科修士号 取得論文の概要報告

東北公益文科大学大学院研究科運営委員会

『東北公益文科大学総合研究論集』第45号より、指導教員の推薦により、本学大学院博士後期課程に在籍する大学院生および修士号取得直後の修了生の投稿資格が認められるようになった。この方針に従い、大学院研究科運営委員会として、修士号取得直後の修了生の学位取得論文の要旨と、本大学院としての修士論文の審査結果報告の概要を本論集への掲載という形で報告を行うこととした。

令和4年度東北公益文科大学大学院公益学研究科修士号（公益学）取得者は、齋藤隆悠、丸藤一貴、櫻井敬子、富塚美咲、中村知広の5名であり、以下、5名より提出された修士論文の要旨と、大学院としての審査結果報告の概要を報告する。尚、審査結果報告の概要については、「修士論文審査・最終試験結果報告書」の内、合格とする「判定理由」の項目のみを掲載する。

明治後期における教育と公益 — 齋藤七郎を事例として —

齋藤隆悠

本研究は、近代教育制度の黎明期である明治後期において庄内地域で活躍した教育者である齋藤七郎の思想や行動に対する考察を通じて、現代教育が直面する問題を解決するための手がかりを得ること、そして教育の持つ公益性を明らかにすることを主な目的とする。

本研究においては、第一章で齋藤七郎の生涯と彼を取り巻く社会環境を概観し、第二章で七郎の教育活動に対する検討を、第三章で七郎の思想に関する検討をそれぞれ行い、第四章では七郎と同時代の人物による七郎の評価を通じて、七郎の人物に対する評価と考察を行い、七郎の教育活動を通じて教育の有する公益性を明らかにすることを試みた。

その結果、東田川郡における貧困状況が七郎の教育活動に対して影響を及ぼし、貧困児童の救済をはじめとして社会教育にまで及ぶ広範な七郎の教育活動の展開につながったことや、七郎自身を「優れた教育家」としてだけでなく、「優れた公益活動家」として評価できることを明らかにした。

また、本研究の目的に対しては、現代教育が直面する困難な状況を改善し、さまざまな問題を解決していくために、教育者は、その理想や思想を表明することに留まるのではなく、「優れた公益活動家」として積極的に活動を展開し、起業家や事業家としての役割を果たしていくべきであることと、公益の概念は、七郎の教育活動はもとより、現在におけるわが国の教育の根本理念にも内在されており、教育が高い公益性を有していることを明らかにした。

【齋藤隆悠】「修士論文審査・最終試験結果報告書（抜粋）判定理由」

審査員 主査 門松秀樹

審査員 副査 温井亨

審査員 副査 渡辺暁雄

本研究は、多様化・複雑化する今日における教育問題の解決のための手がかりを得るべく、明治・大正期に庄内地域で活躍した教育家である齋藤七郎を事例として、『齋藤七郎遺稿集』などの一次史料に基づいてその思想や行動の分析と考察を行い、また、教育史等に関する先行研究において、十分に明らかにされてきたとは言い難い教育と公益の関係についても考察を進めている。本研究には、現在の教育における問題の解決や教育の有する公益性の解明などの点において社会的な意義を認めることができ、また、齋藤七郎という庄内地域で活躍した人物を事例として深く分析・考察を行った点においては地域史研究の深化を、また、先行研究の問題関心が学校教育制度の確立過程の解明を中心としてきたことに対して、その教育活動の実態を明らかにすることで、明治・大正期における初等教育の在り方に関する重要な事例を示し得たという点において教育史研究の深化をそれぞれ促すなど、学術的な意義を認めることができる。

なお、本研究における分析や考察においては、山形県による統計資料を基に進めた明治期における東田川郡の社会・経済的状况に対する評価や、齋藤七郎の思想・行動に影響を与えた人物・事象に関する分析などの点において、より精緻な分析を行い得る余地が残されているとは言え、修士論文研究としては十分な水準に到達していると考えられる。

また、最終試験における質疑応答においても、審査員の質問に対して、概ね適切な回答を得ることができた。

以上より、本研究を合格と判定した。

災害時の児童の避難行動について行政が果たすべき注意義務は何か
—大川小学校津波訴訟を手がかりとして—

丸藤一貴

東日本大震災の大川小学校津波事故では、災害発生後の避難誘導の遅れが原因となって多くの児童が死亡した。児童は心身の発達途上にあり、災害時に自身で適切な避難行動をとることが期待できないため、行政は学校における児童の避難行動を支援する必要がある。

本研究では、災害時の児童の避難行動について行政が果たすべき注意義務を明らかにすることを目的として、大川小学校津波訴訟の高裁判決及び関連裁判例の分析を行った。

大川小学校津波訴訟の高裁判決は、国家賠償法1条1項の過失を判断するにあたって、学校教員及び教育委員会は、児童に対する職務上の注意義務として、「ハザードマップの信頼性について独自の立場から検討する義務」及び「津波は来ないという住民の認識を改めるよう説得する義務」を負うと判示した。この判決については、防災に関する高度な注意義務を専門外の学校関係者に負わせることは、不適切な災害対応に繋がるため妥当ではなく、上記の注意義務は市町村の防災担当部署が負うべきであるという結論に至った。

続けて、市町村の防災担当部署に注意義務を負わせるための法律構成について考察した。まず、学校教員及び教育委員会を主体とする上記の注意義務を、市町村の防災担当部署を主体とする内容に再構成した。次に、関連裁判例の分析に基づき、市町村の防災担当部署に注意義務を負わせる根拠となる法令や行政計画を導き出した。

結論として、市町村の防災担当部署は、児童を含む地域住民に対する職務上の注意義務として、「指定緊急避難場所の指定やハザードマップの作成を行う過程において、浸水想定区域外のバッファゾーンを検討する義務」及び「バッファゾーンを検討した結果を地域住民に周知する義務」を負うことが明らかになった。

【丸藤一貴】「修士論文審査・最終試験結果報告書（抜粋）判定理由」

審査員 主査 森元拓

審査員 副査 小野英一

審査員 副査 樋口恵佳

本論文は、東日本大震災の大川小学校津波事件訴訟判決の分析及び関連判例の分析を通じて、災害時の児童の避難行動に関する法的責任について検討をおこなったものである。本事件の高裁判決は、校長及び教育委員会の注意義務を認めて、国家賠償法の過失責任を認定し、従来、学界からその論理構成に強い疑念が示されているところである。このような状況をふまえ、本研究は、関連判例や関連論文を仔細に検討し、本判決の再構成をはかり、本判決の論理的隘路の克服を試みるものである。

本判決に対する先行研究は、組織過失論を用いて判決論理を批判しているが、組織過失論は、その性質上、国家賠償法上の過失責任の認定としては大雑把な論理構成をとらざるをえず、結論は妥当であるとしながらも、その論理構成の「大雑把さ」が難点であった。

本論文の意義は、二点ある。第一に、国家賠償法上の過失責任の根拠として、過失責任論に依拠することなく、あくまで実定法規（災害対策基本法等）に依拠して論理を構築したことである。これは、これまでの先行研究の隘路を克服し得るものとして高く評価できる。第二に、本論文は、本事件の責任を、学校や教育委員会ではなく、市町村の防災担当部署に求めている点である。これにより、災害対策における市町村の防災担当部署の行政法上の責務がより明確になり、更に、行政が作成する「ハザードマップ」の位置付けが明確になることが期待される。

一方で、本論文は、行政の法的責任を既存法令に基づく行政計画（災害対策基本法等）に基づくハザードマップ）に根拠をもとめる。過失責任論よりは法的責任の根拠がより明確になったといえるが、所詮は行政計画における瑕疵の問題に過ぎず、先行研究より一歩前進したとはいえ、この点は、本論文の隘路ともいえるものである。また、最終試験の質疑応答において審査員により指摘さ

れた通り、本論文は、「ハザードマップ上のバッファゾーンを策定し、住民に周知すべき」という結論になっているが、なぜバッファゾーンなのか、他の行政手法も採りうるのではないか、という指摘も正鵠を射たものと言わざるをえない。

以上のように、今後、更なる検討を要する部分もあるものの、先行研究や関連判例を的確に分析した上で先行研究の難点を克服している論理構成の独自性や、本論文全体をつらぬく論理構成の緻密さを踏まえると、本論文は、修士論文としては十二分な水準にあるものと思料する。よって、本論文を合格と判定した。

高校生の中退に対する意識と中退問題への取り組みのあり方
— 中退予防の観点から —

櫻井敬子

文部科学省によると、1950年では高校等進学率は、42.5%であった。それが2020年には、95.5%まで上昇し、通信制を含めた進学率でも98.8%に達している。このように進学率がほぼ100%である一方で、高校を中途退学する生徒は少なくない。

既存研究では、中途退学をすることでその後就職等が難しくなるといった見解が示されている。一方で、中途退学は人生の転機にもなるという見解もある。

本研究は、さまざまな問題を抱える高校生にとって、「中途退学」とはどのような選択肢なのか、また、中退を未然に防ぐために高校生が必要としている支援や取り組みはどのようなものを明らかにすることを目的としている。

具体的には、高校中途退学の現状と高校生に与える影響について整理し、質問紙調査や既存研究を通じて、高校中途退学予防策を検討した。

高校生が必要としている取り組みは、人間関係に不安を感じることなく安心して過ごすことができる居場所をつくることである。高校生にとって中途退学とは、簡単に選ぶことができない選択肢である。

【櫻井敬子】「修士論文審査・最終試験結果報告書（抜粋）判定理由」

審査員 主査 澤邊みさ子

審査員 副査 武田真理子

審査員 副査 小関久恵

本研究は、高校在学中の高校生がもつ中途退学に対する意識と、中途退学を予防するための取り組みは何かを明らかにすることを目的としたものである。先行研究と省庁並びに国立機関の資料、そして、自治体や高等学校での取り組みの事例を調べ、整理し、中途退学を予防する上で重要な点を抽出したこと、また、庄内地域の高等学校の生徒と教員にアンケート調査を行い、高校生が中途退学を考えたり踏みとどまることに人間関係・友人関係が大きく影響していることを明らかにした点が評価できる。一方でアンケート調査の回答者数が少なく、調査結果から導き出された内容については、さらなる検証が必要である。しかし、高等学校における中途退学に関する先行研究は、中途退学者の特性に焦点を当てたものがほとんどであるのに対して、本研究は中途退学をしていない生徒に焦点を当て、中途退学の予防という視点から必要なことは何かを明らかにした点に意義が認められる。これらのことから、修士論文としては十分な水準にある。よって、「合格」と判定する。

なお、副査より、調査の回答者への配慮など、説明、記述が不足している箇所については指摘が合った事項については修正を加え、その内容を確認した。

修士論文（2022）年度（令和4年度）

家族介護者支援の実践モデルの提案
— 官民連携型「認知症カフェ」のケーススタディ —

富塚美咲

「介護の社会化」が理念とされている現代において、介護保険制度に基づき、家族介護者支援も同制度の目的のひとつとされているが、介護に要する負担は増加の一途をたどっている。

公的支援として、介護保険制度に組み込まれている明確なサービスはなく、市町村の独自事業として実施している経緯がある。また、地域住民が主体となった家族介護者のためのコミュニティづくりや地域活動も数少なく、フォーマル、インフォーマルともに家族介護者に対する支援が不足している。

そこで本研究では、官民連携のプロセスや要件を整理して、その実践のヒントとなるモデルを提案することとした。文献レビューとして、官民連携の諸概念、官民連携から得られる効果としての相互支援の諸理論を整理した。

研究方法としてケーススタディを採用し、「つるおかオレンジサポートの会」に着目した。実践モデルの構築に当たっては、つるおかオレンジサポートの会と行政が協力して実施している「認知症カフェ」を調査対象事例とした。

文献レビューおよび事例研究を経て、行政と任意団体が共通の価値を有していること、独立性を保って運営していることが、双方の対等性をもたらすことがわかった。加えて、対等性があることで協働の過程が生まれ、一体的な支援ができていたことがわかった。そしてこの協働の過程が、相互支援の効果をもたらしていた。

そこで、官民連携の理論的モデルとして、「官民連携による家族介護者支援の段階的協働形成モデル」を提案する。このモデルは、官民連携のために、思いを持つアクターを集め価値基盤をつくり、各々が独立性を保ちながら対等な関係を育てていくことで協働が生まれる、という過程を表したモデルである。

【富塚美咲】「修士論文審査・最終試験結果報告書（抜粋）判定理由」

審査員 主査 鎌田剛

審査員 副査 武田真理子

審査員 副査 澤邊みさ子

本研究は、制度上いまだ不十分な家族介護者支援の問題に関し、先行研究ならびに詳細な事例の調査をふまえ、フォーマル／インフォーマル両セクターの連携のあり方に関し、独自の含意を提示した点に意義が認められる。

方法については、単一事例の調査にとどまっており、導出した含意をただちに一般化できるものではなく、今後のさらなる検証を待たねばならない。しかしながら、一つの事例に密着したことは、むしろ事象に対する深い洞察を導き、その論考を通じ提示された含意には、当該分野の官民連携の過程・要件に関し、意義深い示唆がいくつも含まれていた。したがって修士論文としては十分な水準にあるものと判断する。

また、質疑応答においても概ね妥当な回答が得られ、その後の修正稿においては、指摘を受けた「家族」の議論をふまえた理論的含意が再提出されている。

これらの研究の過程と修士論文の提出をもって、総合的に「合格」と判定するものである。

山形県における高齢者の社会的孤立とその克服に向けた方策の研究

中村知広

近年、日本の高齢者の生活を支えていた血縁や地縁に基づく社会関係の機能が低下し、必要な支援を受けることができない、社会的孤立状態にある高齢者の問題が深刻化している。地域社会における人とのつながりについては、厚生労働省などが地域共生社会の理念を提唱しているが、政策が提唱されてから日が浅いため、高齢者が地域共生社会においてどのような地位を占め、どのような支援が受けられるのかは明らかではない。

そこで、本研究では、山形県の高齢者支援機関を対象に、地域共生社会の理念に基づいた、社会的孤立状態にある高齢者への支援の状況や課題について明らかにすることを目的として、量的及び質的調査を行った。

まず、山形県内の市町村社会福祉協議会及び地域包括支援センターを対象にアンケート調査を実施し、山形県内の高齢者支援機関は、支援が必要な高齢者の把握と支援の両方において、地域住民との協力を重視している一方で、その担い手について課題を感じていることが明らかになった。

次に、高齢者支援機関と地域住民が実施している支援の内容とその課題を明らかにするためのインタビュー調査を行い、支援が必要な高齢者に対しては、地域住民が普段は見守りなどを行い、高齢者支援機関は地域住民から情報提供を受けて必要な支援を行っていること及び地域住民の担い手が不足しており、地域の中で行われている担い手の養成と確保の方法を明らかにすることができた。以上の調査を通じて、山形県の高齢者支援機関は、地域住民との協力の下で支援が必要な高齢者について個別の判断に基づき必要な支援を実施していることが明らかになった。

【中村知広】「修士論文審査・最終試験結果報告書（抜粋）判定理由」

審査員 主査 武田真理子

審査員 副査 鎌田剛

審査員 副査 小関久恵

本研究はこれまでの先行研究では明らかになっていない、高齢者支援機関による社会的孤立状態にある高齢者の把握の実態と支援の内容について、山形県内の市町村社会福祉協議会及び地域包括支援センターを対象とした調査と分析を初めて行った点において学術的意義及び社会的意義が認められる。一方、提出者の本研究の一番のねらいはその実態を明らかにすることであり、よって、分析結果の先のさらなる研究、考察の余地が残る内容でもあることが審査で確認された。

審査において、細かい誤字等の修正が必要ではあるが、提出者が先行研究レビュー、量的調査、質的調査、そして論文執筆の各作業をととも丁寧に行っていることが評価された。以上のことから、主査及び副査は、①これまでの研究経過が十分に踏まえられており、②問題の所在を明らかにし、③問題の解明の手順及び方法が適切であり、④結論が明らかにされていると判断し、⑤総合的観点から修士研究にふさわしい水準にあることから合格と判定した。